

令和6年2月20日（火）

於・農林水産省第3特別会議室

林政審議会施策部会議事速記録

林 野 庁

午後2時32分 開会

○上杉企画課長 予定の時間がまいりましたので、ただいまから林政審議会施策部会を開催させていただきます。

企画課の上杉でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、林政部長の谷村から御挨拶を申し上げます。

○谷村林政部長 林政部長の谷村でございます。

審議会に続きまして、施策部会の先生方、大変長い時間お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

冒頭の挨拶につきましては、先ほど長官の方からもありましたけれども、やはり施策部会の冒頭に当たりまして、1月1日に発生しました能登半島地震でお亡くなりになられた方々への哀悼の意を改めて表するとともに、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

私自身も1月18日から2週間ほど現地対策本部で金沢に行っておりまして、珠洲市の方などにも実際行く機会がございました。私が行ったときはまだ3週間ぐらいでございましたけれども、建物も崩れたままでございましたし、山地崩壊のところとかを改めて見て、これは状況に応じて非常に息の長い支援をしていかなければならないと思いますし、今までの災害と違いまして、ちょっとずれますけれども、港で海岸が隆起するというのは東日本大震災でもなかったような災害ですし、そして、やはりほかの災害に比べて、場所は狭いんですけれども、行く過程というのが非常に難しいと。一つの道しかないようなところでしたので、それがなかなか復帰しない、水道、上下水道も復帰しないという中で、ほかの震災に比べたら、ちょっとその辺りの復旧は時間がかかりそうだなという感じを実際に受けました。

林野庁としても、先ほど審議会の方でありましたけれども、我々としてしっかりとできることをやっていき、やっぱり地域、地域、あと一人一人の状況に応じた支援というものをやっていかなければいけないと改めて感じたところでございます。林野庁としてもしっかり気を引き締めて取り組んでいきたいと考えております。

本日の施策部会では、令和5年度森林・林業白書の本文案について御審議いただきます。白書の中でも能登地震のことについては、またトピックスの中で触れさせていただいているところでございます。これまでの2回の施策部会におきまして、委員の先生方から多くの御意見を承っているところでございます。それらにお答えできるような検討を進めてきたところでございますので、本日、本年度最後の施策部会でございますが、よりよい白書へとブラッシュアップ

プできるように、またいろんな見地から忌憚のない御意見を頂きたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

私からの挨拶は以上でございます。

○上杉企画課長 次に、議事に先立ちまして会議の成立状況を報告させていただきます。

本日は、委員7名中6名に御出席を頂いております。本会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

林野庁の出席者につきましては、座席表のとおりでございます。また、一部の課において代理の者が出席させていただいております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

農水省では審議会のペーパーレス化に取り組んでおりますが、今回は御審議の便宜上、白書の本文及び概要版の素案につきましては紙媒体で配付しております。その他の資料については、お手元に配付しているタブレットで御覧いただくこととなります。操作の不明な点につきましては事務局職員がお手伝ひいたしますので、お尋ねください。

なお、白書の本文及び概要版の素案につきましては非公表扱いとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入らせていただきます。立花部会長、よろしくお願ひいたします。

○立花部会長 皆様におかれましては、大変お忙しいところ、また、引き続きの施策部会となりますが、ご出席いただきまして有り難うございます。よろしくお願ひいたします。

本日の議題は、先ほど林政部長からお話がございましたように令和5年度森林及び林業の動向、森林・林業白書の検討となっております。終わりの予定としては17時となっておりますので、それまでしっかりと活発な御議論、御意見等を頂きまして、より充実した白書にしていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から白書の案について御説明をお願ひいたします。

○上杉企画課長 それでは、御説明を申し上げます。

まず、全体のページ数につきましては、昨年度とほぼ同じ状況となっております。

まず特集の表紙の前文では、この特集を書くことになった背景と内容のエッセンスにつきまして記載をしております。

次に、ページをめくっていただき、2ページの大きな1といたしまして、スギを利用し植えてきた歴史について解説をしております。(1)では戦前までの歴史を記述しております。利用拡大の歴史では、まず有史以前の森林の状態に触れまして、スギは日本に元から生育してい

る固有種であること、日本列島はスギなどの針葉樹と広葉樹が混交する森林に広く覆われていたと考えられること、その後の歴史を通じてスギなどを利用してきたことを紹介しているところでございます。

続く造林技術の発達では、江戸時代の頃から始まる人工造林について紹介をしています。その中でスギは各地域の特徴に合った多様な系統が存在したことや幅広い立地で生育可能で成長が早い、用途が幅広いといった理由で江戸時代から戦前にかけて全国各地で造林されるようになったことを紹介しております。また、コラムではより視野を広げて見るという意味で、更に遡ってもスギが優勢な時代があったことや、そういった森林の状態を知るために花粉が有用だったということについて紹介しております。

なお、前回の施策部会では、概要版でのこの部分が歴史的な過去の話であることを分かるようにしてほしいとの御指摘がありましたので、概要版では「長い歴史の中で」というふうに追記して記載をしているところでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページの(2)でございます。現在の人工林面積につながる戦後の動きを紹介しているものでございます。まずは、国土保全のためには早急な国土緑化の必要性が強く認識され、復旧造林が実施されたことを、同時期に始まった全国植樹祭も紹介しながら記述しております。

続いて、旺盛な木材需要に対応することが社会的要請となり、拡大造林が進展したこと、これらの結果、スギ等の人工林が今日の1,000万ヘクタールまで達したことをグラフで当時の造林面積を示しながら記述しているものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、6ページの大きな2でございます。スギ等による花粉症の顕在化と対応について記述をしているものでございます。

(1)では、花粉症について説明しております。世界での花粉症の状況を概説してから、日本のスギ花粉症などの発見、花粉症患者の増加について記述し、花粉症が認識されるようになってきた経緯を紹介しております。

なお、前回施策部会で委員から御指摘のあった有病率の調査方法については、耳鼻咽喉科会及びその家族2万人を対象とした全国的な疫学調査というふうに記載しております。

続いて、花粉症を引き起こす仕組みについて説明する中で、前回の施策部会で委員から御指摘のあった年齢構成と有病率の因果関係について、分かっていることと分かっていないことを整理しているところでございます。

その右のページでございます。7ページでございます。短期的には症状が花粉の飛散量の影

響を受けることを記述しております。そして、長期的に花粉症患者が増えてきた背景といたしまして、様々な議論があるものの、関係機関のこれまでの見解も踏まえまして、ここまでは言えるのではないかとこのところに絞って記載をしております。

まずは、花粉症は自然によくなることは少ないので、有病者が蓄積していく、更には花粉飛散量の増加も患者増加の一因であるとされていることを記述し、同時期に花粉飛散量が増えてきたことをデータで示し、その理由として20年生を超えるスギ林の増加が考えられることもデータで示しております。また、これまでの各省庁での調査結果から食生活の変化や大気汚染なども影響するのではと指摘されていることについても記述をしているところでございます。ヒノキやシラカバについても記述をしております。

めくっていただきまして、8ページの(2)では、このような花粉症が認識されるようになってきた中で、これまでどのような対策がなされてきたかを記述しているものでございます。

(ア)では、まずは林野庁が花粉生産量の実態把握に向けた調査を実施してきたこと、その中で判明した情報について紹介をしているところでございます。例えばスギ林は一様に花粉を出すわけではなく、個体間でのばらつきが見られ、後で御紹介する花粉の少ないスギの育種にも通じるように遺伝的な要因が影響すると考えられると紹介しております。また、林齢が上がっても増えたり減ったりすることは観察されておらず、間伐や枝打ちでも大きく減らすことは期待できないことも紹介しております。これは後に続く、結局は伐って植え替えることが一番の対処法であることの裏付けになるものと考えております。

次に、(イ)では、対策に着手してからの経緯について記載しております。関係省庁連絡会議を設置したこと、林野庁では花粉の少ないスギの品種開発を始めたことを紹介しております。品種開発は特に重要な部分なので、後の(ウ)で詳しく記述しているところでございます。さらに、国や都道府県が一体となって発生源対策に取り組んできたことも記述しております。

なお、9ページの下のコラムでは、そもそも花粉症の原因となりやすい植物とは何かということを解説しております。

めくっていただきまして、10ページの(ウ)でございます。花粉の少ない品種の開発と苗木の増産について解説しております。まずは少花粉スギ品種が開発され、現在ではこれが一番普及していること、さらに、無花粉スギが発見され、品種開発が進んでいることを紹介しております。また、今はエリートツリーの開発が進展し、その中から特定母樹を指定する際には花粉にも留意されていることも記述しております。そして、様々な工夫を行いながら、そういった品種の苗木の早期増産に努めていることを記述しているところでございます。

めくっていただき、12ページでございます。ヒノキについても関心に応えるために品種の開発状況等を記載しているところでございます。

(エ) では、その他の対策として飛散防止剤の開発状況や治療法の状況を記述しております。今は舌下免疫療法が有効として普及が進められており、その原材料として花粉を提供していることも記述しております。また、13ページのコラムでは人工的に育種された品種を山に植えるのは不自然ではないかという声も聞かれることから、世界における林木育種の考え方や展開について記述をしております。自然環境に合うことを確かめながら進められており、様々な点で成果を出している技術であることを紹介しているところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、14ページの大きな3でございます。今年度動き出した新たな花粉症対策について記述をしております。

まず、(1) では関係閣僚会議が設置され、花粉症対策の全体像などを示したこと、花粉発生源対策の目標として10年後に2割減らし、これによって花粉の多い年でも過去10年の平年並みになることが期待できること、さらには、30年後には半減を目指していることを記述しております。また、この後に個別に解説する発生源の減少に向けて必要な取組を図で示しているところがございます。伐採・植え替えの加速化、スギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、生産性向上と労働力の確保を総合的に推進することとしております。

なお、前回の施策部会で委員から対策を実施した結果を検証できるようにきちんと整理した方がいいのではとの御指摘があったため、大きな目標といたしましては、花粉発生源となるスギ林の面積の減少を掲げており、その手段として各種方策も具体的な目標値を掲げているので、定量的に追跡してまいりたいと考えております。

次の15ページの(2) では、伐採・植え替えの加速化の具体的な内容について、まず重点区域というものを設定いたしまして、そこで集約化や伐採・植え替えの一貫作業、路網整備を推進することを紹介しております。

また、次の16ページになりますが、その他の取組といたしまして、林業生産に適さないところは森林環境譲与税等も活用して、広葉樹林化等の森林整備を促進することを記述しております。

(3) は、スギ需要の拡大について、まずは植え替えを進めるにしても需要拡大が不可欠であることを述べ、住宅分野では国産材率の低い横架材やツーバイフォー材を中心にスギ材の利用を増やす方策を進めていることを記述しております。また、国土交通省等と連携いたしまして、国産材を活用した住宅を表示する仕組みを構築していくことも記述しております。

非住宅・中高層分野でもスギの活用を広げる技術開発や建築基準の合理化、木造化のメリットの施主への普及などの取組を紹介しております。また、スギ材には軽い、柔らかい、断熱性がある、香りがいいといった良さがあることから、内外装や家具、DIY素材としても使っていただけるということを写真等で紹介しているものでございます。

次に、めくっていただいて18ページでございます。需給の安定化についても特に木材業界等で懸念される方もいることから、取組を記述しております。

同じく18ページの(4)は苗木の生産拡大についてでございます。10年後にはスギ苗木全体の9割を花粉の少ないものにするという目標を掲げておりまして、その生産拡大のため、育種センター、都道府県、苗木生産事業者の各段階で生産体制を強化していくことを記述しております。

また、その右側の19ページで技術開発といたしまして、DNAマーカーによって無花粉スギの開発が加速されることなどを記述しております。

同じく19ページの(5)は林業の生産性向上と労働力の確保について記述しておりまして、伐採・植え替えの増加に対応するには重要なポイントとなっております。

なお、前回の施策部会で委員からスギに特化した書き方ができないかとの御指摘があった一方、ここはやはり別途委員から御指摘があったように、林業界全体にこんな課題があつて、これを解決しなければ前に進めないということをしつかり訴える項目になろうかと考えており、その方向で記述しているところでございます。

高性能林業機械の導入や緑の雇用などの主要施策を記述するとともに、現場ではやはり従事者の所得水準の向上など雇用環境の改善が重要で、そのためには前回の施策部会で委員からも御指摘があったように、林業経営体の収益力を向上させることが不可欠であること、様々な取組を打っていることを記述しております。

次に、ページをめくりまして20ページでございます。労働安全の問題も林業従事者を守り、確保・定着していただくという面で非常に重要であり、取組を進めていることを記述しております。特に植栽・保育を担う育林従事者につきましては、減少傾向にあります。作業の軽労化に向けた取組などを進めていること、他産業との連携や地域おこし協力隊との連携なども期待されていることを記述しております。

21ページの大きな4では、ここまで花粉発生源対策のことを書いてきた一方、そもそもどんな森づくりをやろうとしてきたのか、その中で花粉発生源対策はどのように位置づけられるのか、私たちはどういった方向に進めばいいのかということをもとめているものでございます。

まず、(1)では、森林は多面的機能によって国民に恩恵をもたらす緑の社会資本であり、その機能を持続的に発揮させるため、森林・林業基本計画では将来的に指向する森林の状態を示していることを紹介しております。特に育成単層林については、林業に適した場所では資源の循環利用を推進する一方で、次のページにかけまして、不利な場所では育成複層林に誘導し、これを通じて育成単層林を660万ヘクタールへと縮小することとしていることを紹介しております。

22ページの(2)では、このような考え方が花粉発生源対策とどうリンクするのかを記述しております。まず、基本計画の目指す多様な森づくりは花粉発生源対策につながるものであり、同時に花粉発生源対策を強化することは基本計画の目指す森林の姿の実現を進めることにつながると記述をしております。その意味するところは、林業に適した森林では循環利用を促進する際に、成長に優れ花粉の少ない苗木に植え替えることで、吸収源や木材生産にも優れ、かつ花粉の少ない森林に転換することができる。また、林業にとって条件が厳しい森林では育成複層林化・混交林化することで花粉の少ない森林に転換させることにもつながるといふふうに解説をしております。

このページの最後の見出しでは、まとめといたしまして、人と森林のより調和した状態を目指して進んでいこうと呼びかけるものとしております。まず、これまでの経緯によって花粉症という問題を生じたが、これからは新たな森づくりを進めるタイミングに入ったと言えることから、まずは国などの行政と林業・木材関係者がそれぞれの役割の中で取組を進めていきましようということ、また、国民全体にも木材需要の更なる拡大などに参画していただきたいということ、社会全体で取り組んでいく必要があるということをお話しております。その際、どのような多面的機能を重要と受け止めるかは国民によって、また、森林の場所などにおいて様々なので、森林整備に関わるものとしては、花粉だけといった何かに偏るのではなく、国民と幅広くコミュニケーションを取り、多様な森林がバランスよく形成されるよう努めましようということ、これも呼びかけをしておるところでございます。

23ページでは、森林・林業・木材産業によるグリーン成長といった基本計画の取組を進めて、花粉によるマイナスの影響を減らしつつ、森林・林業が国民生活を支える上で果たす役割を高めることで、森林からより多くの恩恵を受けられる社会につなげていく、それと同時に森林の姿をより望ましいものに変えていくことが可能になるという相互関係にあることを記述しております。こういったことを最後の文章で「長期的な視点を持って、花粉発生源対策を含め国民の多様なニーズに対応した森林を育み、人と森林のより調和した状態を目指すことが求められ

る」というふうに表現をしているものでございます。

以上が冒頭の特集に関する記述でございます。

次に、トピックス以下、御説明をさせていただきたいと思えます。

トピックスの1ページの一覧にありますとおり、1月1日に発生しました能登半島地震について山地災害など甚大な被害が発生しておりますことから、庁内で検討した結果、5点目のトピックスとして追加したものでございます。

なお、現時点では章ごとにページ番号を1から振っておりますので、ここも1ページとなっているところでございます。通しページ番号は案文が確定後に振る予定となっておりますので、御承知おきいただきたいと思えます。

次に、2ページ、トピックス1の森林環境税・譲与税についてです。税の理念や意義、取組状況について記載しているものでございます。前回の施策部会で委員からあった御指摘を踏まえ、イメージが湧きやすいように写真も交えて2ページを使って記載しているものでございます。

次に、4ページでございます。トピックスの二つ目、クリーンウッド法の改正につきましては、改正内容や目的を解説しているところでございます。

次に、5ページ目でございます。トピックス3のデジタル林業拠点でございます。森林調査から原木の生産・流通まで通してデータを共有・活用する取組を全国3か所でモデル的に始めたことを記述しております。なお、前回の施策部会で委員から森林も含む概念であることを打ち出してはとの御指摘がありましたことから、森林情報から扱う等記述し、通常章の方でも記述に留意しているところでございます。

次に、めくっていただきまして、6ページでございます。トピックス4のG7についてです。関連閣僚会合の成果や広島サミットで木材利用に初めて言及されたことを記述しております。

なお、前回の施策部会では委員から持続可能な森林経営と木材利用は本来ずっと目指してきたものとの御指摘がありましたので、最後の文で国内での木材利用の促進と国際社会における持続可能な木材利用の発信について記述をしているところでございます。

次に、7ページ、トピックスの5の能登半島地震では、林地や林道、加工施設等の被害を記述するほか、木造住宅の被害も注目されているために御紹介するものでございます。治山等の対応やなりわい再建の支援策、木造仮設の状況について記述をしております。最後は復興に向けて頑張るというふうに結んでいるところでございます。

その後ろは例年どおり、農林水産祭の受賞者の紹介をしているものでございます。

以上がトピックスについてでございます。

次に、第 I 章の森林の整備・保全についてでございます。

2 ページの大きな 1 の (1) は森林の現状や多面的機能の説明等についてでございます。これらが SDG s やカーボンニュートラル、国土強靱化に貢献することも紹介しております。

5 ページの (2) につきましては、森林計画制度の説明となっており、例年と大きく変わりはございません。

7 ページの (3) は技術開発と普及の全般について整理をしております。

9 ページにつきましては、昨年委員から御指摘いただいたことから、フォレスターや林業普及指導員の活躍ぶりを今年も取組として紹介しているものでございます。

10 ページからの大きな 2 につきましては、森林整備の動向についてでございます。

(1) で森林整備の必要性や実施状況、適正な施業の確保のための造林伐採届出制度について記述しているほか、11 ページでは造林適地の選定についてゾーニングを支援していることなどを追加しているところでございます。

11 ページの (2) は優良種苗の供給状況について記載をしております。

次の 12 ページの (3) は路網の整備について、14 ページの事例では災害に強い林道について紹介をしております。

14 ページの (4) は森林経営管理制度と森林環境税についてでございます。制度の進捗状況をアップデートするほか、16 ページでは税について配分見直しが行なわれたことも紹介をしております。

続きまして、18 ページからは 2 ページにわたって取組事例を紹介しているものでございます。

次に、20 ページの (5) 社会で支える森林づくりについてです。

21 ページの事例では、企業のネイチャーポジティブに向けた取組を紹介しております。また、J-クレジットは去年制度を見直したところから、23 ページのグラフのように今年度は大きく増加しており、今後も増加が見込まれることを記述しております。続く森林環境教育では、森のようちえんの取組を本文、事例ともに追加をしているところでございます。

次に、26 ページからの大きな 3 は森林の保全についてです。保安林や林地開発許可の状況のほか、27 ページの (2) の治山については、昨年度の特集の記述を生かしながら、28 ページで治山施設が効果を発揮した事例や能登半島地震の状況、国土強靱化の取組、また、30 ページで ICT 活用事例などについて記述をしているところでございます。

同じく 31 ページからの (3) は、生物多様性の保全についてです。林野庁の取組としては、

従来からの保護林などに加え、事業体を対象として生物多様性保全に配慮した森林管理の指針をまとめたことを追加しております。

次の32ページの(4)は、森林被害についてでございます。鳥獣害については、シカへの対策のほか、前回の施策部会で委員から御指摘のあったクマについて、クマ剥ぎといった林業被害のほか、33ページの上段で人身被害が多発したことを記述しております。これに続けて、松くい虫、ナラ枯れ等について記述をしているものでございます。

次に、36ページからの大きな4は国際関係でございます。

(1)では国際的な議論や森林認証の状況について記載をしております。

次に、39ページの(2)で温暖化対策について記載をしており、今年度の国際的議論の概要などを追加しているものでございます。

続けて、41ページ以降は生物多様性と我が国の国際協力について記載をするもので、事例では、43ページのところですが、ケニアでの植林技術の支援を紹介しております。

次に、第Ⅱ章の林業と山村についてでございます。

2ページでございます。大きな1では、林業の動向について記載をしております。

(1)での林業産出額は、令和4年のデータが公表された際には更新をすることになっております。

4ページの(2)の林業経営はセンサスの結果によるので、大きな変化はないところです。

9ページの(3)林業労働力では、育成の取組や外国人材の受入れ、労働安全について記述をしており、事例では12ページの世界伐木チャンピオンシップで金メダルを獲得したこと、また、14ページでスマート林業教育が展開していることを紹介しております。

16ページの(4)の林業経営の効率化については、山元立木価格が造林初期費用を賄える状況になっていないこと、その改善のために丸太販売価格の上昇に加えて経営の効率化が重要となっていることを記述しているところでございます。

続きまして、17ページでございます。17ページの(ア)でまず集約化について、所有者不明森林や境界不明森林への対応、森林クラウドの構築、森林施業プランナーや森林経営プランナーの育成等を記述しております。

21ページの(イ)でございます。新しい林業への取組として、22ページ以降でモデル地区の事例紹介や造林の省力化・低コスト化、先端技術の開発状況を記述しているところでございます。

次に、26ページからの大きな2は特用林産でございます。林業産出額の約4割を占めること

から、きのこを中心に記述を充実させております。安定供給や消費拡大、輸出拡大に向けた取組を28ページ以降のように事例も増やして紹介をしているところでございます。

次に、33ページからの大きな3は山村（中山間地域）の動向について事例を充実させ、35ページで木工品の商品開発、36ページで里山林の保全活動による関係人口の拡大、38ページで健康に着目した森林サービス産業の展開を紹介しているところでございます。

以上が第Ⅱ章でございます。

続きまして、第Ⅲ章でございます。木材需給・利用と木材産業でございます。

まず、2ページ目の大きな1は木材需給でございます、(1)で国際的な動向、飛びますが、5ページからの(2)で我が国の動向を紹介し、8ページのとおり、自給率は40%台を維持していることを記述し、9ページの(3)で価格について、製品・素材ともに令和3年の価格上昇より前と比べて高い水準にあることを記載しております。

次の10ページの(4)は違法伐採対策について引き続き対策が必要であることやクリーンウッド法について記述をしているものでございます。

次に、13ページからの大きな2は木材利用についてでございます。

まず、(1)で意義を改めて紹介し、同じページの(2)で住宅や非住宅の木材利用促進に向けた取組を記述しております。特に19ページと20ページでは木材利用促進協定の具体例を2件紹介し、なおかつ21ページで木造ビルなど都市での木材利用事例も、前回の施策部会での委員からの御指摘も踏まえまして、昨年同様、2ページにわたって紹介をしているところでございます。

次、24ページの(3)では木質バイオマスについて、マテリアル利用の後、エネルギー利用を行い利用量が伸びていることや、27ページ及び28ページでは前回の施策部会で御指摘のありました燃料材の安定供給に向けた懸念と対応について、エネルギー効率のよい熱利用や地域内エコシステムの促進等を記述しているところでございます。

次に、29ページの(4)は消費者等への普及についてでございます。木づかい運動では、今年にはサザエさんとコラボしたことやウッドデザイン賞、木育にもつながる木工の普及などを紹介しております。

次に、32ページの(5)は木材の輸出について記載をしております。

34ページからの大きな3は木材産業についてでございます。

35ページからの(2)の競争力強化として、36ページ以降、大型工場が稼働している事例や品質性能の確かな製品の普及としてJAS材の実証事業の事例、無人化木工機械の事例を紹介

しております。

40ページの（3）では、技術開発では大径材の利用促進やCLT等について記述をし、事例は41ページで大阪万博の日本館を紹介しております。

42ページからの（4）は各部門の動向について記載をしているものでございます。

以上が第Ⅲ章でございます。

続きまして、第Ⅳ章、国有林野の管理経営についてでございます。

大きな1は役割ということで、例年どおりの記載となっております。

4ページからの大きな2が具体的な取組についてでございます。

（1）は公益重視の管理経営ということで、事例では5ページに治山関係で、令和2年7月豪雨で大きな被害を受けた熊本県で国直轄の治山事業が完了したことや、7ページに生物多様性関係で、小笠原で市民参加による外来種駆除を行っていること、8ページに鳥獣害対策で民国連携してシカ捕獲に取り組んでいることを紹介しております。

次に、9ページからの（2）は森林・林業再生への貢献として、10ページの事例で特定苗木の普及に向けて地域で需給協定を結んだことを紹介し、11ページでは相続土地国庫帰属制度への対応や樹木採取権も記述をしているところでございます。

12ページからの（3）は国民の森としての管理経営で、ふれあいの森での活動など開かれた管理経営について記述をしているものでございます。

最後の第Ⅴ章は、東日本大震災からの復興についてでございます。

2ページの大きな1は復興に向けた森林・林業・木材産業の取組として、海岸林の再生状況などを紹介しております。

6ページからの大きな2は原子力災害からの復興として、放射性物質の課題への対応を記述しているものでございます。

以上、時間の都合でちょっと駆け足でございましたが、説明とさせていただきます。

○立花部会長 ありがとうございます。膨大な量ですけれども、ポイントを突いた形で御説明いただきました。

それでは、例年のようにそれぞれに区切りながら皆様から御意見、御質問等を頂いていきたいと思っております。

まず、最初に特集章「花粉と森林」のところにつきまして、皆様から御意見等をお願いできればと思います。何かお気付きの点があれば出していただけますでしょうか。

そうしましたら、ちょっと私、このパソコンの方のPDF版と関連しながら見ていたんです

けれども、概要版の5ページのところに、白書の素案の方の特集章の12ページにあるヒノキの花粉の少ない苗木の技術の状況について一文加えてはどうかと思いました。というのは、やっぱりヒノキはどうなんだろうと皆さんが思うと思うんですね。ですので、本文にはありますから、この概要版の方にも一文加えておく方が親切だし、国民の皆さんの理解にもつながると思います。いかがでしょうか。

○上杉企画課長 先ほどの林政審でもヒノキのお話がありましたので、御指摘を受け止めまして対応したいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

あともう一つ、白書の素案の方の20ページとなりますけれども、写真のところについてです。資料特-22とか23のところで、これはどこの写真なのか、いつの写真なのかというのがあっていいと思いました。というのは、例えば前のページの特-21であるとか、その前の特-20であると、写真提供が誰かとかいうような形で記載されているのが多いので、なるべくどこの写真なのか、いつの写真なのか分かるようにしていただければいいかなと思いました。

○上杉企画課長 この部分に限らずほかも含めまして、できる限り分かるところは対応したいと思います。

○立花部会長 例年、ついつい私はこれを言っちゃうんですけども、やっぱり記録として大事だと思うので、どこでいつというのは是非お願いできればなと思っております。

ほかの委員の皆様から御発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 ありがとうございます。

花粉について、歴史背景から顕微鏡の写真まで多角的で、単なる花粉症対策のアピールではなく、深い理解につながるとも興味深く読める項になっていると思いました。

些末な点ですが、3ページの飴肥杉にはルビを振ると親切かと思います。

8ページでは「雄花の着生状況」、「着花量」、「雄花のつきやすさ」という3つの表現がありますが、もしこれらが同じことを指しているのでしたら同じ表現を使っていただくと、この分野に知識のない読者も読みやすいかと思います。

14ページから花粉症対策初期集中対応パッケージについて取りまとめられていますが、どこまでがパッケージに係るか、既存の対応とどのようにリンクしているのか、めり張りをつけて明示的にご記載いただくと、分かりやすいように感じました。

○立花部会長 今、3点御指摘を頂いたかと思います。それぞれお願いできますでしょうか。

○上杉企画課長 まず、3ページのルビの話につきましては、後ほどまとめて対応することになっておりますので、そちらで対応したいと思います。

あと、8ページの雄花の着花の言葉遣いにつきましても、ちょっと文言遣いは分かりやすくというか、統一してやりたいと思います。

あと、14ページ以降のパッケージの中身がどこまでどう係るのかという御指摘だと思いますが、そこも表現ぶりは工夫したいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

そこで、ちょっと私も関連して一つ気になっているところがあったんですけども、8ページの真ん中ぐらいにある「一方、林齢によって面積当たりの着花量が増減するといった明確な傾向は観察されていない」ということで、これはそうなんですけれども、何か論文とか本とかでこれが明確に示されているものがあれば引用してもらったら、より信頼性が高まるかなと思いました。難しいかもしれないですけども、さっき齋藤委員からもお話がありましたけれども、本当に国内外の論文等を多く引用して非常に分かりやすい章になっているんですけども、ここでも引用があったらいいというのが希望としてはございました。可能な範囲で御検討をお願いできればと思います。

そのほかに委員の皆様、御意見、御質問ありますでしょうか。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 6ページの資料特-5ですが、スギ花粉症の有病率の推移というところで御説明が詳細に記述なされましたので、大変分かりやすくなりましたが、この中で有病率というふうな記述がありまして、これは分母のところの中での症状発生者の数だと理解はするんですけども、この有病率について説明があるとより正しくなってくるのではないかなと感じたところがございます。初めて読まれる方が有病率について正しい認識を持たれるとよろしいかなと思った次第でございます。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。事務局から御回答をお願いいたします。書きぶりですね。

○上杉企画課長 対応します。

○立花部会長 検討いただくということで、よろしくをお願いいたします。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

細かいことを一つだけ。最後の一文なんですけれども、「目指すことが求められているとい

える」の「といえる」は取ってもいいかなと。何かちょっと弱々しいようなニュアンスになるかなと感じました。

○上杉企画課長 御指摘を踏まえまして、ニュートラルに「求められている」で切っても、むしろその方がいいと思いますので、対応いたします。

○立花部会長 すみません。何かちょっと細かいことが気になっちゃったんですけども。日當委員、お願いいたします。

○日當委員 ちょっと教えていただきたいのですが、16ページの資料特-17の国産材を活用した住宅の表示というところで紹介を頂きましたが、これは国産材ということでスギの使用量が約90本分というところは、スギを約90本使っているということなのか何かの換算でこのような表現になっているのか、要はスギを使っているのかどうかというところの確認でございます。

○三間木材産業課総括 木材産業課でございます。

これは国交省が住宅メーカーと調整していただいているんですけども、御指摘の部分についてはまさにスギを立木換算してどれだけ使っているのかということで書いています。

○日當委員 ありがとうございます。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

当初いろいろと難しい章だなと委員の皆様からも御意見いただいたわけですけども、事務局の方ですごくよく対応していただいて、この章を読めばかなりのことが分かる内容になりました。一定のエビデンスを持って書かれているという意味では、当初の我々の懸念もクリアされているかなというふうにも思いました。よろしいでしょうか。

そのほかには御意見等ございませんようですので、ここまでにさせていただいて、次に移ります。トピックス、前回の施策部会では四つを取り上げるということにしておりましたけれども、能登半島地震という本当に大変な事態になりましたので、それが加わって五つになったということでございます。何かお気づきの点があれば御発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 確認までですが、今の能登半島のところの写真で紹介されます3枚目の建設中の木造仮設住宅というところは、将来的には仮設住宅の写真が入るんでしょうか。

○三間木材産業課総括 その予定です。一応御紹介なんですけれども、木造の仮設も17日からいよいよ着工が始まっていますので、これからある程度建っていくものと思っております。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。

松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 松浦です。

今回の能登半島地震に関連してですが、被害箇所数が結構ばらばらになっているようで、若干少なめに出ているように思います。胆振東部地震のときは、確か白書では171か所になっていたと思いますが、実際に林地が荒廃した箇所数はすごく多かったです。今回も先ほど88か所という話が出たように思うんですけども、実際の荒廃地よりもアンダー気味になっているというのは、何か理由があるのでしょうか。

○立花部会長 治山課長、お願いいたします。

○河合治山課長 治山課の河合でございます。

御質問ありがとうございます。今日、先ほどの本審議会で御説明した被害箇所数が最新のものとございまして、トピックスは以前のデータを仮で入れておりますので、最新の被害箇所数は先ほど御説明した山地崩壊等で88か所等というところでございます。実際に現地調査をしている途中でもございまして、まだ被害箇所数は増えていくという状況でございます。

○松浦委員 すみません。この写真を見ると、ここには大規模な数百万立米もあるような地すべりがありますが、山地斜面などが荒廃した崩壊も無数にあるように感じました。何か88か所は保全対象などで問題になるような箇所という意味で絞り込んだ結果の箇所数なのかなと思ったものですから、質問しました。

○立花部会長 いかがですか。

○河合治山課長 国土地理院が航空写真から判読した被害箇所数は、1,000か所以上の数があるとの報告を受けているところでございます。それから、実際に被害を現地で見ている箇所で、我々林野庁で対応するとある程度はつきりしている箇所を被害箇所数として計上させていただいてございます。ですので、例えば国交省の砂防事業等で対応される箇所数は、この中からは外れているというところでもございまして、まだどこが対応するのか決まっていない箇所数というのは計上できていないところでございますので、箇所数はこれから増えていく状況でございます。

今現地を県等が見ており、連絡をとりながら進めているところでございます。

○松浦委員 ありがとうございます。

○立花部会長 よろしいですか。ありがとうございます。多分これはもう少しアップデート

されていくということになりますね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、基本的に今のような形で取りまとめをしていただくということでお願いできればと思います。

続きまして、第Ⅰ章です。森林の整備・保全のところで皆様お気づきの点などあれば、御発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

私から一つ、本文の29ページになります。この資料Ⅰ-22が非常に読みにくいと思ったんです。これは、この時期に何がありましたというような形でいっぱい文字が図の中に書かれています。これは、ほかのところの図であったんですけども、例えば図の下に注記として何か何年にこれがありましたというような形で、箇条書きのような形にさせていただくと図そのものが見やすくなると思います。図中にいっぱい線があると、何かごちゃごちゃとした感じで、やや判読するのに苦勞するかなという気がしますので、その辺り、もう少し工夫をしていただく方がいいかなと思いました。

○河合治山課長 治山課からお答えさせていただきます。

昨年、同様な資料をつけてございますが、昨年の方がある程度、各年に起きた災害を図の下の方で表現させていただいていますので、そのような形でもう少し見やすく整えさせていただきますと思います。

○立花部会長 なるべく読みやすくなるような形で工夫をお願いできればと思います。

そのほか、委員の皆様いかがでしょうか。

もう一つ私からよろしいですか。36ページ、37ページの辺りに入るのかなと思うんですけども、直接森林経営と関わらないのかなとも思いながら、今国際的に、ヨーロッパではEUDRの動きがありますので、何かそうしたことに触れなくていいのかなと思いました。要するに、森林を減少させることに由来した、例えば農作物などについては輸入しないようにしようというのがヨーロッパで今取組として広がっているわけですね。ですから、そうした国際的な取組としてのEUDRというのを少しこの辺りで触れておいてもいいのかなというのを、これに目を通しながら感じておりました。いかがでしょうか。

ちょっとそういうのを感じたので、発言させていただきました。

○上杉企画課長 ちょっと今いただいた提案でございますので、どういうふうに入れるのか考えてみたいと思います。

○立花部会長 入れないというのもあると思いますけれども、ただ、いろいろと注目されてい

る部分ではあるかなと感じています。これに関しては、意見としても肯定派と慎重派の両方があるんですけども、動きとしてはあるということで発言をいたしました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

御意見、御質問等ないようであれば一旦先に進めさせていただいて、また全体を振り返るときに御発言をお願いできればと思います。

第Ⅱ章が林業と山村（中山間地域）という章となります。ここについてはいかがでしょうか。

基本的にはこれまでの章をベースにしながらということになるわけですけども、いかがでしょうか。

斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 ありがとうございます。

漆の動向のところもこちらに含まれますでしょうか。

○立花部会長 今日の手元の資料でいくと、26ページになりますね。

○斎藤委員 すみません、ありがとうございます。

そちらからもう少し進んでいただきました31ページの漆の動向という項です。非常によく書かれていて、ありがとうございます。5行目令和5年の「国内生産量は消費量の6.9%に相当する1.8トンとなっており、多雨により漆掻きが進まなかったことから前年比13.3%減少した」は末尾つまり次のページの最後ですと読みやすいかと思いました。

○立花部会長 最後というのは。

○斎藤委員 次のページです。

○立花部会長 32ページの文章の最後のことですか。

○斎藤委員 そうです。上下の段落がこれまでの経緯、つまり漆の歴史で、この2行は令和5年のいきさつではないかと思います。

○立花部会長 事務局の方で御対応いただけますか。

○渡邊経営課長 今のような文章にしている趣旨というのは、漆の総論みたいな、漆がどういうふうに使われてきたかというような話が冒頭にあって、それから消費量は減少してきていて、現状の25.6トンになっていると。これに対して生産量は消費量の7%程度しかなくて、それで更にその後、文化庁の方で国産漆の使用方針などを出して生産振興もしているわけですが、やっぱり重文の保存に対しても満たしていないと。さらに、生産振興を図っているというような流れで記述して、そういう趣旨で記述したものなんですけれども、それでもやっぱり後ろに持っていった方がよいという御趣旨ですよね。

○斎藤委員 おっしゃいますとおりこのままでも結構です。

○渡邊経営課長 生産量の部分はこれも令和4年の分なんですけれども。

○斎藤委員 令和4年というふうにとちらかに記述いただくと読みやすいかと存じます。

○渡邊経営課長 文章として消費量も生産量も同じ令和4年として続いて書いているんですけども、おそらく途中でページが切り替わって文章が切れてしまって分かりづらくなっていると思うので、そこはちょっと記述を工夫いたします。

○斎藤委員 ありがとうございます。

○立花部会長 32ページの冒頭に「令和4年の」とかを入れると、誤解がない、あるいは読む側の流れとしてスムーズになるという御指摘ですね。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。第Ⅱ章の林業と山村ということになりますけれども、よろしいですか。

今後更新する箇所も何箇所かありますので、その辺りはこれから文章が変更になっていくと思いますけれども、基本的にはこの内容でよろしいということでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、第Ⅲ章です。木材需給・利用と木材産業につきまして皆様から御意見、御質問をお願いできればと思います。

○中崎委員 単純なことなんですけど、私はいつも疑問に思っているんですけど、森林・林業・木材産業、これがやっぱり一体となって取り組んでいかないと一つの方向性というのは循環型も出てこないだろうと。この文章の山村の活性化の中にも林業・木材産業の成長・発展を図っているほか云々とあるんです。だけれども、白書は森林・林業白書なんですね。木材産業のデータというのはこれほど膨大にあって、そこが今いかに利用するか、切って使って植えて育てる、その中でやっぱり使うことが今最も重要視されているので、そろそろ森林・林業・木材産業白書でもいいのではないかなと単純に考えています。その方が国民の皆さんには分かりやすいのではないかなと。森林・林業というと、どちらかというとやっぱり自然の中での豊かさとかそういうものを求めているんですけども、その豊かさを保つためにはいかに利用するかというのがあるので、それらを三つ揃えた方が良いと普段感じています。私の感想でございます。

○立花部会長 今、中崎委員から大変大きな御質問がございました。この場でどこまで御回答いただけるか分からないんですけども、事務局から回答をお願いいたします。

○上杉企画課長 御指摘の気持ちは痛いほど受け止めさせていただいて、通り一遍の回答をさ

せていただきますと、もちろん森林・林業基本法に基づきまして法定白書ということで、森林・林業白書ということになっておりまして、言葉遣いはそういうところから来ているんですが、おっしゃるとおり森林・林業・木材産業の成長化と言っていますので、すぐにというのは難しいですが、使えるところでは中崎委員のお気持ちを受け止めさせていただくような形で対応していきたいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。森林・林業基本法の下でつくられているので、なかなか名称の変更というのは大きなことになるかなと思いますが。

○中崎委員 そこが進まない問題でもある。

○立花部会長 どうもありがとうございます。中崎委員、間もなく御退席するということですので、今御意見いただいたんだと思います。

そのほか、委員の皆様から御意見、御質問ございますでしょうか。

齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 ありがとうございます。

目次では、2 木材利用の動向、3 木材産業の動向となっています。2の中で建築分野における木材から木質バイオマスの利用へ、材料利用からエネルギー利用へ、の流れで書いていただいて自然に感じられます。木材利用と木材産業が2節、3節に分かれています。例えばこれらを一つの節にして、その節の最後に2（3）木質バイオマスをまとめる書き方もあるかと思いますが、そうではなく2節に分かれたのはどんな経緯であったかを改めて御説明いただきたいです。

（3）のバイオマスの利用、（イ）の木質バイオマスのエネルギー利用で、災害の非常時の熱源・電源として利用できることがレジリエンスの向上として挙げられています。また航空燃料の原料に木質バイオマスを利用する動きが挙げられています。この2点について確かに見聞きはしますが、白書に書かれるとインパクトが大きいので、それほどに認知度が高く進んでいるものとして扱ってよいかご説明ください。

白書は教科書的に学生にも読まれるため、38ページ目のKD材に関しては初出のところではキルンドライと書いていただくと良いと思います。付随して、検索機能を使えばこれまでに発刊されてきた全白書の用語を見られるので、昨年作成されたこのすばらしい機能についてもこの白書でも改めてぜひアピールいただきたいと思います。

○立花部会長 今3点御質問を頂きました。それぞれ事務局から御説明いただけますか。まずは目次の構成がこうなったのはどうしてなのかということと、これを変更する可能性はないか

ということですね。

○上杉企画課長 まず、目次の構成の方は、ちょっと今までいろいろ議論があった上で利用があつて、産業の動向という流れになったように認識をしておりますので、ここはこれまでだからというわけじゃないんですが、引き続き大きな骨格はこういう感じで行かせていただけたらと考えております。

○斎藤委員 このとおりで良いと思います。ただ経緯が分からなくなってしまうので、振り返り確認の機会になればとお聞きしました。

○上杉企画課長 またちょっと経緯を調べてお答えします。

○立花部会長 私の理解では、最終的な利用から遡っていこうということで、木材を利用する建築分野を早い段階で述べて、建築とか、あと木質バイオマスのマテリアル利用とかという辺りを述べてから産業側へと、川上側へと行くような形で構成しようというのが数年前に議論したときには出ていましたね。ありがとうございました。

あと、二つですね。お願いいたします。

○難波木材利用課長 木材利用課でございます。

木質バイオマスの関係で御質問いただきましたけれども、記述としまして、災害時の非常時にも利用できるレジリエンスの向上ということで書かせていただいておりますが、やはり最近の災害でもそうですけれども、電源が失われるという事態、頻繁にはないですけれども、想定されますので、そういった場合にやはり地域にある材料である程度の期間発電できるというのは、最近施設整備をしたところでもそういったものを目的にしてやっているところもございますので、紹介させていただいております。

あと、SAFについてもここに書くとかかなり影響が大きいんじゃないかということで、御質問いただきましたけれども、最近ある程度大きな動きとしましてこういったところが、もちろんまだ先の話ではあるんですが、今後の動きとしましてプロジェクト的なものも動いておりますので、白書の中の一つとして動きが見られるという形で御紹介をさせていただければと考えております。

○立花部会長 よろしいですか。

○斎藤委員 事例を載せていただくなど、実装の段階まで来ているのか具体的に示していただくことはできますでしょうか。

○難波木材利用課長 それはどちらの方ですかね。どちらもでしょうか。

○斎藤委員 どちらもですが、特に前者の方についてです。

○難波木材利用課長 ちょっと事例のところでもそういった目的もあるというのを書けないか、ちょっと検討させていただければと思います。

○斎藤委員 ありがとうございます。

○立花部会長 あと、もう一つがKD材についてですね。

○三間木材産業課総括 KDが何の略になっているのか学生さんにも分かるようにという点については、そのようにしたいと思います。

○立花部会長 もしかすると、そのほかの箇所でもこういった業界的に使われているものが出ている箇所は、初出には何か説明を加えるような形で御検討をお願いできればと思います。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 今日いただいたものでいくと8ページ、木材自給率のところ、これは教えていただければということで結構ですが、我々はやっぱり需要産業というか、需要を拡大していこうとする産業界からすると、このいつも木材自給率をずっと見ておりまして、40.7ですか、40%を超えているということでどんどん上がってきているなど。これは全く結構ですが、質問はその内訳の中で建築建材用が1.5ポイント増えているという反面、燃料材というのはバイオ発電とかじゃないかと思うのですが、これが下がっている。これは一過的なものなのか分析できるのか分かりませんが、私の理解では割とこれまでバイオ発電が割とやや増えて全体を上げている。比率が上がることはいいんですけども、ちょっとここが、私は建築建材が増えていくのは全然いいことだと思っているんですが、ここの1年の分析はできるんでしょうか。あるいはこれはたまたまというか、その辺の何か傾向が判るのでしたらちょっと教えていただきたいんですけども。

○立花部会長 木材自給率のところですね。事務局から御回答をお願いできますか。

○上杉企画課長 木材自給率のところですね。令和4年のところは自給率で40.7%になっている絵が入っておりますけれども、建築用材は引き続きおっしゃるとおり増加しております。ちょっと全体の数字しか今手元にないんですが、すみません、後ほど。

○丸川委員 トータルとして40何%はいいことなので、それは全くいいなと思っているのですが私は従来若干バイオ発電の方で支えているよりも建築建材用で伸びていくのが本筋じゃないかと思っているので、これ自体を見たときはむしろいいことかなと思っています。どう分析されているか後でも結構なので、教えていただければということでございます。

○上杉企画課長 すみません、ちょっとデータは後ほど、この時間帯に。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○上野木材利用課総括 木材利用課でございます。

燃料材の関係でございますけれども、実態としては活用する実績が上がっていきまして、御案内のとおりバイオマス発電所が全国各地で稼働し始めているので、このⅢ章でいいますと、5ページに木材需給の推移があり、凡例でいえば一番左側に燃料材の区分がありますけれども、こちらの方の量は増えている状況にはございます。令和4年の最新では約1,000万立方と丸太換算ですけれども、これは工場に納入されたチップから換算した数量で、このグラフで見ていただいたとおりで、FIT制度が始まった平成24年とかそれくらい辺りから増えているという状況にはございます。

○丸川委員 37ページの木材需給動向によると、需要量のうち燃料材は増えて建築用材は減少しているわけですか。

○齋藤計画課長 ちょっと補足をさせていただきます。

この需給の構成の方なんですけれども、これは丸太換算をしておりますして、建築用材は端材が出ます。ですから、ここで増えた分、その端材も増えているという構造になっていて、先ほど木材利用課の総括が御説明したように実態としては端材も含めて需要は増えているので、矛盾はないということでございます。

ですから、この自給率をカウントするときに丸太に戻して、製材であればざっくり5割とか4割製品ができて、残りの6割とか5割というのは端材としてパルプ用になったり燃料用に回ったりしていると。だから、そこら辺りがこの需給の構成の方で見てしまうと、今御指摘いただいたようにやや逆転が起こったりしているように見えるんですけれども、実際の需要動向としては御指摘があったように、バイオマスは実際に増えているということなので、おかしくはなっていないんだと思います。

○丸川委員 要は自給率の表現のときに、川下で需要が拡大している場合、本当はバイオも両方増えているというのが一番いいのですけれども、ちょっと分かりにくいなど。ここが分かりにくいので、そこがちょっと誤解されるんじゃないかなとやや思いました。

○齋藤計画課長 ですから、今申し上げたように多分丸太換算をしていて、端材の分が製材とか合板の方でカウントされてしまっているところが誤解を生む原因になっていて、その端材の分は、実際はチップとか燃料用に利用されているという実態があるので、この需給の構成の図が丸太換算でしか輸入の例えば製品をカウントするとか、そういうことの便宜のために一度丸太に置き換えて需給を測っている関係上、ちょっと今御指摘いただいたようなやや矛盾めい

た数値の動向になっているということだと思います。

○丸川委員 分かりました。

○立花部会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと私先ほど言いかけましたけれども、この木材自給率の計算の仕方については、国際的な計算の仕方とか、農林水産省の自給率の計算とちょっと違うんです。木材自給率の場合は、検討していかなければいけない課題ではあると思います。

○丸川委員 結論的には自給率が上がっているということが国民なり我々需要側産業というか、それをもって有効的であるということで、それはそれでいいと思うのですけれどもね。バイオも建築建材も増えているということであれば。

○立花部会長 どうもありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、第IV章の国有林野の管理経営というところに入ります。何かお気づきの点があれば出していただけますでしょうか。

ちょっと一つ私から確認をしたいことがあるんですけれども、国有林改革から25年ということで、去年のミニ白書の中でも財務状況がかなり改善してきているというのがあったわけですが、今回のこの白書の方でも触れなくていいでしょうか。あまり書かないということになりますでしょうか。何かせつかくだから、区切りだから少しその辺りに触れてもいいのかなというのを個人的には思ったりしておりました。

○眞城経営企画課長 財務状況について、白書のこの時期というより、やはり年度明け後のミニ白書の方がいろんな事情を御説明できるだけの材料が国有林のケースはありますので、去年のミニ白書はまさに今おっしゃられたように、節目でかなり詳しくいろんなことを御説明させていただいたと思うんですが、白書の方は経年でできるだけまとめて時点での取組状況を御説明させていただくような形で記載をさせていただければと考えて、ここはそのような御理解でお願いしたいと思います。

○立花部会長 分かりました。ミニ白書はそれほど読む人は多くないかもしれない、こっちはたくさん読むだろうというのがあって、そういうのもあって今発言させていただきました。

そのほか、委員の皆様いかがでしょうか。

これまでの白書で取り上げてきた内容をベースにしながら、今回またアップデートされているということになります。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

続きまして、第V章です。東日本大震災からの復興という章となります。何かお気付きの点があれば御発言をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、丸川委員、途中で席を外されていたこともありますので、全体を通してお気付きの点で御発言されていなかった箇所があれば、改めてここで全体を通して御発言をお願いできればと思っております。いかがでしょうか。

松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 松浦です。

I章に関しまして3点ほどお聞きしたい点がございます。

まず、27ページの盛土等の安全対策ですけれども、昨年5月に許可基準とかが施行されて、それで規制区域を指定できるとか、改善・是正措置等を命ずることができるというふうになったんですけれども、実際にそういう措置をされた、あるいは区域指定されたというところがあるのでしょうかという質問です。もしあるのであれば、実際にそれに従って実施したみたいなことも書いてもいいんじゃないかなと思いました。

それから、2番目は次の29ページですけれども、具体的には33行目に「令和5年度までに5万8,600集落を目標としており」と書いてあるんですが、先ほどの森林整備保全事業計画だと5万8,100集落になっていたと思いましたが、結局これは500集落が積み残しになって、次年度送りになったという理解でよろしいでしょうかという質問です。

あと、3番目は能登半島地震災害も含めて、これは地震では少し難しいとは思いますが、毎年のように豪雨によって山地災害が結構発生しています。こういったものの実際のファクトデータをこれまで山地災害危険地区を指定し、それに基づいて治山事業を行っていると思うんですが、こういった実際に最近起こったデータをフィードバックし、要するに山地災害危険地区に指定した所とか指定していない所で何箇所発生したかという調査を行い、それをもって、更に山地災害危険地区の高精度化と信頼性を高めることを定期的にやっていただきたいというこの3点です。3番目はこれからやっていただきたいという要望です。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございました。

今御質問は2点で、盛土のところと、あと29ページの集落数のところですね。

どうぞ。

○河合治山課長 御質問ありがとうございました。

盛土規制法の規制区域は、各都道府県で指定をしようとしているところで、広島県などはすでに指定するなど非常に進んでいるところであって、大体今年度末といいますか、年度の変り目に大阪を含め2県ぐらいが指定を始めるというような状況は聞いているところでございます。非常に多くの都道府県、政令市等が来年度末過ぎまでに指定をしようとして準備していると聞いているところでございます。

それから、集落数の目標の29ページのところでございますけれども、5年度末で見込みが5万8,100集落ということで、その数字を先ほどの計画目標で書かせていただいているというところでございまして、実際の実績の数値が若干減る可能性がございます。

それから、3点目の山地災害危険地区と最近の災害の発生状況を把握しているのか、また、それによって山地災害危険地区等の見直しを行うのかということに関しましては、三年前に治山対策の在り方検討会を開かせていただいております、非常に雨が多くなってきたことを反映した災害の発生状況、例えば0次谷といまして、山の上の方から崩壊が発生しやすいということを踏まえた検討などをしていただきました。また、昨年度と今年度の2か年間でどのようなところが崩れやすいのか、最新の崩壊状況等を把握いたしまして、それを含めた山地災害危険地区の調査要領の改正を間もなく終えるところで、令和6年、7年の2か年間ににつきまして全国で山地災害危険地区調査を行い、最新の危険な箇所を把握することとしてございます。

以上でございます。

○松浦委員 分かりました。最後のものは常にアップデートしていただいて、将来における災害発生予測みたいなものにつなげていただければと考えています。

あと、補足ですが、先ほどの是正命令なんですけれども、すみません、ケーススタディとなりますが、静岡の案件というのは結局、是正命令・勧告措置は出ていないという理解でよろしいのでしょうか。あそこの周辺では実際に土石流の崩壊源になった盛土以外にも結構あったようなことがあって、首長さんはそれをすごく懸念していましたが、措置命令にまでは至っていないということよろしいでしょうか。

○河合治山課長 松浦委員がおっしゃっている状況と私が思っているものが違うかもしれないのですが、盛土を行ったもので非常に危険度が高いと言われているもののうち、一部行政代執行により盛土を取り除くなどの措置を行っているものは、全国で事例はございます。それは盛土規制法の施行よりも前に行っているものですので、委員がおっしゃっている状況とは違うかと思っておりますが、そういう状況自体は把握しているところでございます。

それから、先ほど申し上げたとおり、盛土規制法により広島県と鳥取県、鳥取市の範囲にお

いては既に規制区域に指定がなされておるという状況でございます。これから順次指定を進めていただくよう、各都道府県、また、政令市等をお願いをしているという状況でございます。

○松浦委員 分かりました。また次年度以降の白書でそういった実績があるのであれば、具体的に箇所数とか記載していただければなと感じました。

以上です。

○立花部会長 松浦委員、ありがとうございました。治山課長も御説明ありがとうございました。

そのほかに全体を通して御発言を。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 二つございまして、一つはお礼というか、とてもいいなと思ったのは、21、22ページに木材利用の事例が非常に多く美しく写真を入れていただいています。しかも、大変新しい直近の野村不動産さんの話とかを含めて出していただいて、これ非常にいいことかなと思っているのが一つ。これはもうお礼でございます。

それからもう一つは、これもいいことだなと思っているのですけれども、11ページの樹木採取権制度、私の記憶では秋田だったかどこか忘れましたが、幾つかのところでこういうことが始まりましたよという事例があったと思うんですが、できればちょっとここもそういう定性的なことだけでなく、表で少しどういうところでそういうものが推進されているかというのが見るともっといいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○立花部会長 ありがとうございます。樹木採取権の方は、以前林政審の中でも表として出していたりしていましたね。どうでしょう、事務局の方で御回答をお願いできますでしょうか。

○眞城経営企画課長 御指摘ありがとうございます。

樹木採取権につきましてはお話しいただいたとおり、ここ一、二年御議論いただいている状況で、趣旨等々についてはここに表現をさせていただいていると思います。今お話のあった実際どういうところで設定したかについて、スペースも含めてなんですけれども、いわゆる文字だけではない、分かるような工夫はさせていただければと思います。

○立花部会長 よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

当初の予定よりも大分早いんですけれども、皆様から御意見、御質問等は出尽くしたようでございますので、この後については今いただきました御質問、御意見、御提案等も踏まえて、

事務局において最終的な取りまとめ作業を行っていただくということになります。そして、この取りまとめにつきましては、最終的に私に御一任いただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

また、これまでの施策部会の審議過程につきましては、この4月に開催される予定の林政審議会の方で私から御報告をしたいと考えております。これにつきましても、私に御一任いただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。

皆様から積極的にいろいろな御発言を頂きながら、今日はより完成度が高い草稿だったということになるでしょうか、議事を非常にスムーズに進めることができました。どうもありがとうございました。

それでは、私の進行はここまでにして、これからは事務局の方にマイクをお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○上杉企画課長 本日は、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり熱心な御議論を頂きまして誠にありがとうございました。

令和5年度白書について施策部会での審議は今回が最後となりますが、今後の予定といたしましては、本日の議論を踏まえた案を作成した上で4月18日に林政審議会を開催し、林政審議会の答申を受け、6月の月上旬に閣議決定、国会提出、公表という段取りとなります。

それでは、本日は委員の皆様、大変ありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。

午後4時21分 閉会